

令和6年度 介護報酬改定説明会

令和6年4月20日(土) 14:00～
訓練室にて

社会福祉法人 杏風会
特別養護老人ホーム 白寿園
福祉施設部長 西川 克幸

介護報酬改定における概要

- ▶ 1.地域包括ケアシステムの深化・推進
- ▶ 2.自立支援・重度化防止に向けた対応
- ▶ 3.良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- ▶ 4.制度の安定性・持続可能性の確保
- ▶ 5.その他

介護報酬改定の概要(施設)

- ▶ 施設介護報酬改定率……**1.59%**
(本体:0.61% 処遇改善:0.98%)
 - ▶ 居住費…60円/日(補足的給付も同様)
▶ **R6.8月より基準費用額の見直し**
 - ▶ 介護職員の処遇改善(R6.6月より一本化)
 - ① 介護職員処遇改善加算8.3% ② 介護職員等特定処遇改善加算2.7%
 - ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%
- プラス** 令和6年2月～5月 介護職員等処遇改善支援補助金



介護職員等処遇改善加算(I)～(IV)
14.0%

従来型(多床室)介護老人福祉施設

▶ 単位数(1単位=10円)

	<現行>	⇒	<改定後>	
▶ 要介護1	573単位/日		589単位/日	(+16)
▶ 要介護2	641単位/日		659単位/日	(+18)
▶ 要介護3	712単位/日		732単位/日	(+20)
▶ 要介護4	780単位/日		802単位/日	(+22)
▶ 要介護5	847単位/日		871単位/日	(+24)

ユニット型(個室)介護老人福祉施設

▶ 単位数(1単位=10円)

	<現行>	⇒	<改定後>	
▶ 要介護1	652単位/日		670単位/日	(+18)
▶ 要介護2	720単位/日		740単位/日	(+20)
▶ 要介護3	793単位/日		815単位/日	(+22)
▶ 要介護4	862単位/日		886単位/日	(+24)
▶ 要介護5	929単位/日		955単位/日	(+26)

主な改定・見直し(新設・義務・廃止)

◎協力医療機関連携加算 (新設)

- (1)100単位/月 ①～③の要件を満たす
- (2) 5単位/月

協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を実施 (定期的)

◎高齢者施設等感染対策向上加算 (新設)

- (Ⅰ)10単位/月 第二種感染症指定医療機関との連携体制
協力医療機関との発生時の取決め及び連携対応
研修又は訓練に1年に1回以上参加
- (Ⅱ)5単位/月 感染対策向上加算の届出を行っている医療機関
から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した
時に、感染制御等の実施指導を受けている

義務化

協力医療機関連携加算(経過措置3年)

- ▶ ①入所者の状態が急変した場合等において、医師又は看護職員が
▶ 相談対応を行う体制を常時確保
- ▶ ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制が常時確保
- ▶ ③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師
▶ 又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を
▶ 要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保
▶ (病院に限る)
- ▶ ※1年に1回以上、協力医療機関との間で、急変時の対応を確認
- ▶ ※当該協力医療機関の名称等について事業所指定を行った自治体に
▶ 提出
- ▶ ※退院となった場合、速やかに再入所できるよう努める

主な改定・見直し(新設・義務・廃止)

◎新興感染症等施設療養加算・・・240単位/日 (新設)

月1回、連続する5日を限度とする

※厚生労働大臣が定める感染症

<現時点において指定されている感染症はない>

◎配置医師の勤務外の場合・・・325単位/回 (新設)

(早朝・夜間及び深夜を除く)

- ・ 緊急時等における対応方法を定めておく
- ・ 医師及び協力医療機関との協定
- ・ 医師及び協力医療機関との見直し……………1年に1回以上

※ 早朝・夜間の場合……………650単位/回

※ 深夜の場合……………1300単位/回

主な改定・見直し(新設・義務・廃止)

◎認知症チームケア推進加算 (新設)

(Ⅰ)150単位/月 認知症介護の指導に係る専門的な研修(指導者) 及び
ケアプログラムを含んだ研修

(Ⅱ)120単位/月 認知症介護に係る専門的な研修(リーダー)及び
ケアプログラムを含んだ研修

日常生活に注意を要する認知症の者の割合1/2以上
(認知症高齢者自立度Ⅱ以上)

行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し
チームケアの実施 カンファレンスの開催 計画の作成 定期的な評価
ケアの振り返り 計画の見直し (PDCAサイクル)

※ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合は、算定不可

主な改定・見直し(新設・義務・廃止)

◎退所時(入院時)栄養情報連携加算・・・70単位/回 (新設)

1月につき1回を限度

※厚生労働大臣が定める特別食又は医師が低栄養状態と判断した入所者

◎再入所時栄養連携加算・・・200単位/回 (対象者の見直し)

※厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者

(現行: 二次入所において、一時入所の時と栄養管理が大きく異なる者)

◎個別機能訓練加算(Ⅲ)・・・20単位/月 (新設) 併算定可

口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること

機能訓練・口腔・栄養の情報を関係職員間で共有 LIFEに提出した情報を活用

計画の見直しを行い、その内容を関係職種で共有していること

主な改定・見直し(新設・義務・廃止)

◎ADL維持等加算(Ⅱ)のADL利得の要件「2以上」⇒「3以上」

加算(Ⅱ) <60単位/月> ⇒ 加算(Ⅰ)<30単位/月>

◎生産性向上推進体制加算・・・効果を示すデータの提供(オンライン) (新設)

- (Ⅰ) 100単位/月 テクノロジーを複数導入 ※ 業務改善の取組による成果
- ・見守り機器 <全ての居室に設置> QOL 総業務時間 心理的負担の軽減
 - ・インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器<全ての介護職員>
 - ・介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化
- (Ⅱ) 10単位/月 ・テクノロジーを1つ以上導入 委員会の開催

例えば、要介護4の多床室で1割負担の方の場合(追加資料)

- ▶ R6.4月より **基本サービス費**が22円/日アップ
1ヶ月……約660円プラス
- ▶ **主な加算**
- ▶ 協力医療機関連携加算…100円/月アップ
- ▶ 高齢者施設等感染対策向上加算…10円/月アップ
- ▶ 個別機能訓練加算(Ⅲ)……20円/月アップ
- ▶ 生産性向上加算(Ⅱ)……10円/月アップ
- ▶ 上記の合計…1ヶ月……140円プラス
- ▶ R6.6月より **処遇改善加算**の一本化
1ヶ月……約400円プラス
- ▶ R6.8月より**居住費**が60円/日アップ
1ヶ月……約1,800円プラス
- ▶ ※その他、該当する加算ごとにプラスとなります (個々人で異なります)

以上で、説明は終わります

最後に、

- ▶ 「利用者主体の生活援助」
- ▶ 「安心・安全で快適な生活の継続」
- ▶ 「地域との交流及び信頼ある施設づくり」
- ▶ 「サービスの質の向上」

- ▶ 上記の「白寿園の理念」に基づき、これからも職員一丸となって取り組んでまいります

- ▶ **これからも引き続き、ご支援・ご協力をよろしくお願い致します**